

# 小作争議調査表

No. 111

(月報番號 第二八號)

(昭和十年十一月分)

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	事項	經過
茨城県三笠村大字牛島	地主 山口茂 (外名) 小作人 金永長 吉外名	小作人 關係團體	小作人日本年風水虫害に依り被害ありと小作科減額要求したるに因り	小作科三割減額要求	十一月三日小作人名義金農福佐本町の秋期争方針に依り小作田の古元様久に成額率を呈し是れ最高之額、最低三割の要求を地主に呈し、其面を以て控せり。地主側は又之を更に四割の控見を押し、結果一割り三割と呈すとす。小作人と折衝、結果双方譲歩を以て條件に解せり。
發生	關係地	種類面積	小作人 關係團體		
昭和十年十一月五日	田 十一三町	全農福佐聯合會 牛島支店			

法財團 協調會福岡出張所

備考	結果
	<p>場 宅 書</p> <p>一、小作人昭和九年産迄の不納未及、昭和十年度小作科を今(三)儀とし、内丁儀、本年十一月三日に、残り五儀、以初正年十一月二十日、三儀、昭和十年十一月二十日、以後を今割失、期正の納入を以てす。</p> <p>二、右納入は運賃、右と左は福留積人の責任とし、倉倉別原書、傍角の書(多量)と地主は差入らる。</p> <p>以上の外は、前表月報番第一八九号と同様に行なはる。</p>